

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



1 工事概要

- (1) 工事名 00002等自動火災報知設備更新工事
(2) 工事場所 航空自衛隊浜松基地
(3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
・概要：00002等の自動火災報知設備の更新を行う。
(4) 工期 契約締結日～令和7年3月24日
(5) 本工事は、工事内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 防衛省における一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気」でA級、B級又はC級の格付、または「消防施設」でA級、B級又はC級の格付を受け、原則として南関東防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に南関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
(5) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
(6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
(7) 情報保全にかかる履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

- (1) 担当部隊等
〒432-8551 静岡県浜松市中央区西山町無番地
航空自衛隊第1航空団（浜松基地）会計隊契約班（青木（あおき））
TEL 053-472-1111（内線3765）
FAX 053-472-7735
- (2) 入札説明書等の交付
ア 令和6年11月21日から令和6年12月2日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで。
イ 交付場所
(1) に同じ
ウ 交付書類
入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他契約担当官が必要と認めるもの
エ 交付方法
手交
なお、公告とともに公示している場合は、浜松基地ホームページの調達情報から入手可能である。

- (3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等
ア 提出期限
令和6年12月2日 午後5時00分
イ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。
- (4) 入札書等の提出期限等
ア 提出期限
令和6年12月16日 午後5時00分
イ 工事費内訳明細書
工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。
ウ 提出方法
持参又は郵送等
- (5) 開札の場所及び日時
ア 日時 令和6年12月18日 午前10時00分
イ 場所 浜松基地会計隊入札室

※ 入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書（入札説明書第7項第1号に示すもの）又はその写しを提出する。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の3）以上とする。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
ウ 入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがある。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 適用する条項
本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項（工事契約書）を適用する。
- (10) 資料のヒアリングを行う場合がある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
3（1）に同じ
- (12) 競争参加資格の級別の格付けを受けていない者の参加
2（2）に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は入札説明書による。

工事一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和4年6月2日
	仕様書番号	施設工事4-4
1 適用範囲		
<p>(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における部隊発注工事（国有財産管理に限る。）に関する一般事項について適用する。</p> <p>(2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において施工し、全ての設計図書は相互に補完する。</p> <p>(3) 工事特記仕様書及び図面に記載されている事項のうち、本仕様書と相違がある場合は、工事特記仕様書及び図面による。</p>		
2 一般事項		
<p>(1) 工事内容は全て本仕様書、工事特記仕様書、図面、引用図書に基づき施工し、その施工に対する監督官の指示に従う。</p> <p>(2) 次に示す引用図書及び各種関連法規等は、最新のものを適用し、契約対象となるものは全て適用する。</p>		
<p>ア 仕様書</p> <p>(ア) 土木工事共通仕様書・・・・・・・・・・・・防衛省</p> <p>(イ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）・・・・国土交通省</p> <p>(ウ) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）・・・・国土交通省</p> <p>(エ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）・・・・国土交通省</p> <p>(オ) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）・・・・国土交通省</p> <p>(カ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）・・・・国土交通省</p> <p>(キ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）・・・・国土交通省</p>		
<p>イ その他</p> <p>(ア) 建築工事標準詳細図・・・・・・・・・・・・国土交通省</p> <p>(イ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）・・・・国土交通省</p> <p>(ウ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）・・・・国土交通省</p> <p>(エ) 建築工事監理指針・・・・・・・・・・・・国土交通省</p> <p>(オ) 建築改修工事監理指針・・・・・・・・・・・・国土交通省</p> <p>(カ) 電気設備工事監理指針・・・・・・・・・・・・国土交通省</p> <p>(キ) 機械設備工事監理指針・・・・・・・・・・・・国土交通省</p> <p>(ク) その他各種関連法規等・・・・・・・・・・・・各省庁、静岡県市町村条例等</p>		
3 協議等		
工事特記仕様書及び図面の内容に疑義が生じた場合若しくは、工事特記仕様書及び図面に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。		
4 官公署その他への届出手続等		
関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。		
5 設計図書等の管理		
設計図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製、閲覧をさせてはならない。		

6 発生材の取り扱い

- (1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。
- (2) 発生材調書は、材料名称、形状寸法、数量及び単位を記載し、提出する。

7 写真撮影

工事写真は、施工前、中及び後並びに工事完了後に目視での確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領」に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、整理された写真を提出する。

8 検査等

(1) 中間検査

施工完了後及び工事完成時に、検査確認が困難な箇所等がある場合は、検査官による中間検査を受検し、検査合格後、施工を続行するものとする。

(2) 完成検査

ア 完成検査は、書類検査及び現場検査をもって完了するものとし、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行うものとする。

イ 完成検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。

(ア) 工事特記仕様書及び図面に示す工事、中間検査等の全てが完了していること。

(イ) 工事特記仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。

(ウ) 是正等があった場合、その全てのは是正等が終了していること。

(エ) 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。

9 基地内における規程事項

(1) 注意事項

ア 工事関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。

イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。

ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。

エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。

オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。

カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではならない。

なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。

キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。

ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。

ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。

コ 工事に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、工事特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができる

ものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

　パスポート、IC型運転免許証（読み取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

　パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

10 情報保証

(1) 機器等の使用

工事関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本工事以外は使用目的としない。

11 提出書類

提出書類については、工事特記仕様書による。

工事特記仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	作成年月日	令和6年11月11日
	仕様書番号	施設工事6-8
1 件名	00002等自動火災報知設備更新工事	
2 適用範囲	この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、00002等の自動火災報知設備更新工事について適用する。 なお、本工事に必要な一般事項は、工事一般仕様書による。	
3 工事場所	航空自衛隊浜松基地	
4 工事期限	契約締結日～令和7年3月24日	
5 工事概要	本工事は、00002等の自動火災報知設備の更新を行う。 (1) 建築工事・・・・・・一式 (2) 電気工事・・・・・・一式	
6 工事内容	(1) 自動火災報知設備の更新を行う。 (2) 工事図面は、図番1/5～図番5/5のとおり。 (3) 共通及び特記事項 ア 撤去工事 既存の資器材等に損傷を与えないよう撤去する。 イ 通信・情報設備工事 (ア) 火災受信機等 火災受信機等の種類は、別表によるメーカー製品又は既設のものと同等品以上のものとし、新品とする。 (イ) 盤面補修 00002及び00115の既設受信機については、蓋及び内部基盤等を撤去後、金属板で補修する。 (ウ) 試験調整 火災受信機等を更新後、消防車庫への移報調整試験を行うとともに監督官の確認を受ける。 (エ) 立会検査 試験調整等終了後、速やかに消防法施行規則第31条の3に基づき、消防署に届出を行い、所要の検査を受けること。 ウ 発生材等 撤去した火災受信機等は発生材とし、監督官の指示した場所に搬入する。	
7 数量	別表のとおり。	

8 保証期間

完成検査後1年間（細部は民法による。）

9 提出書類

- (1) 受注者は、下表の適用に示す●印の提出書類を、遅滞なく監督官に提出する。

No	摘要	書類名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入門申請書及び従業員等名簿	契約後 速やかに	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		1	
3	●	腕章		必要数	
4		臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人及び主任技術者設定通知書		1	
6	●	工事工程表		1	
7	●	施工計画書（納入仕様書等を含む。）		1	
8	※	施工体制台帳		1	任意
9	※	工事打合せ書		1	定型
10	●	労務日報		1	
11	●	発生材調書		1	
12		産業廃棄物管理票（A、E票）の写し	その都度	1	
13	●	工事写真		1	任意
14	●	使用材料納品書又は出荷証明書		1	
15	●	試験等結果報告書等		1	
16	●	工事完成通知及び工事完成検査願	完成後	1	
17	※	時間外出入届	その都度	1	定型
18		仮設物設置許可申請書		1	
19		火気使用申請書	必要時	1	
20		給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を、1部（写し可）を添付すること。

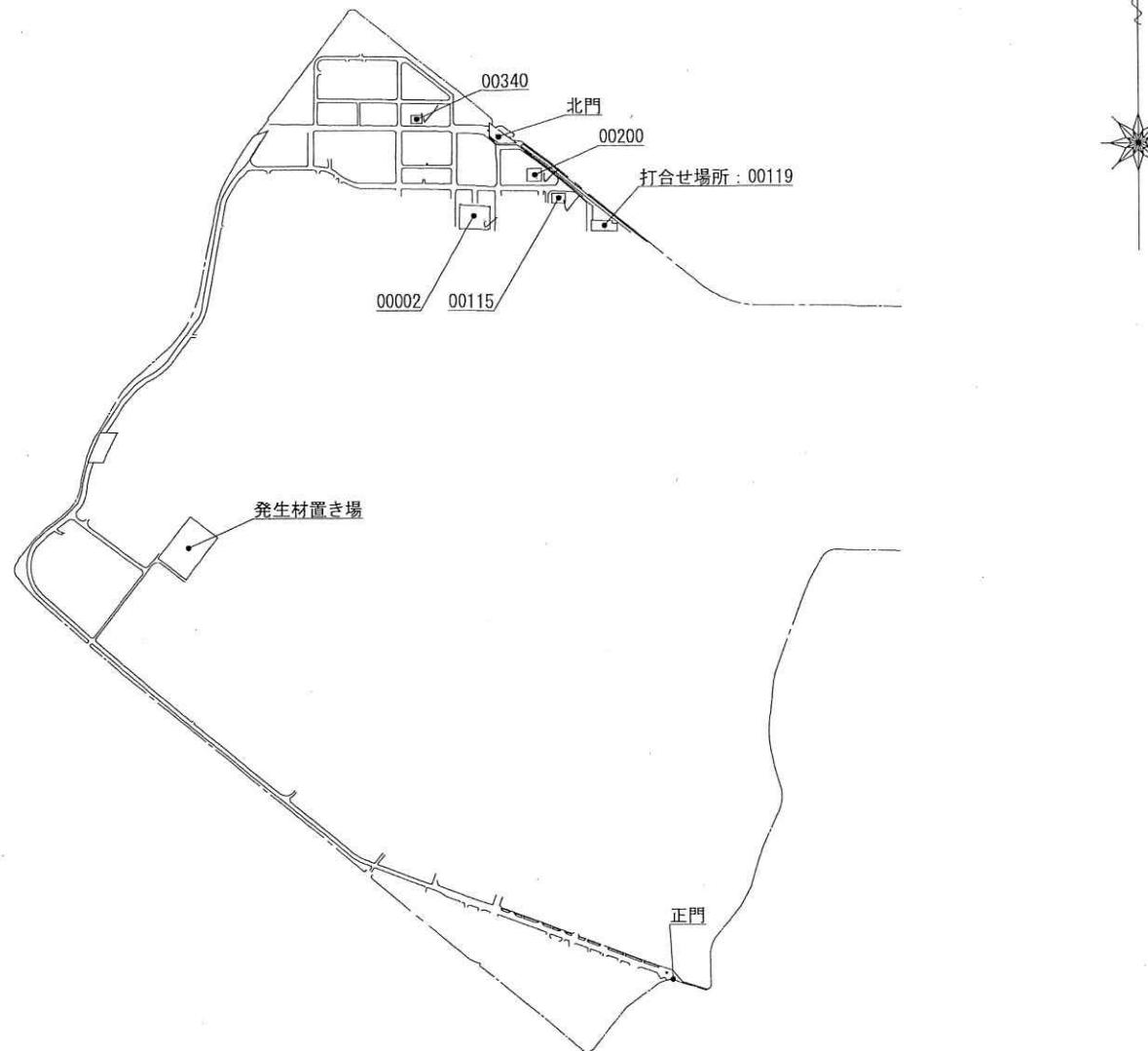
注記3 完成検査前までに、産業廃棄物管理票（E票）の写しの提出が困難な場合は、産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって完成検査を受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

(2) その他の提出書類

書類等	提出期限	部数	様式
消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書	終了後 速やかに	2	定型

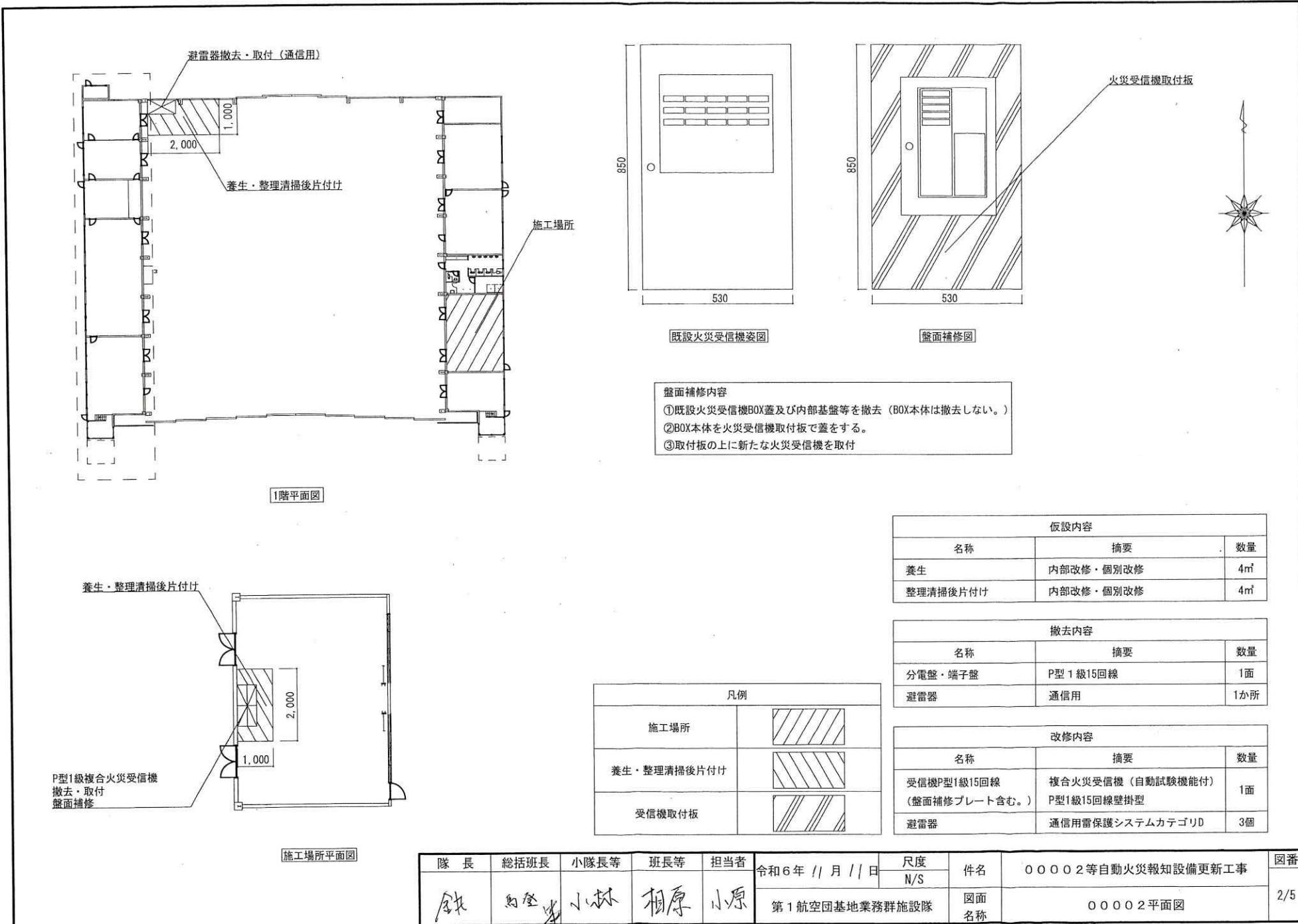
【00002等自動火災報知設備更新工事】数量表

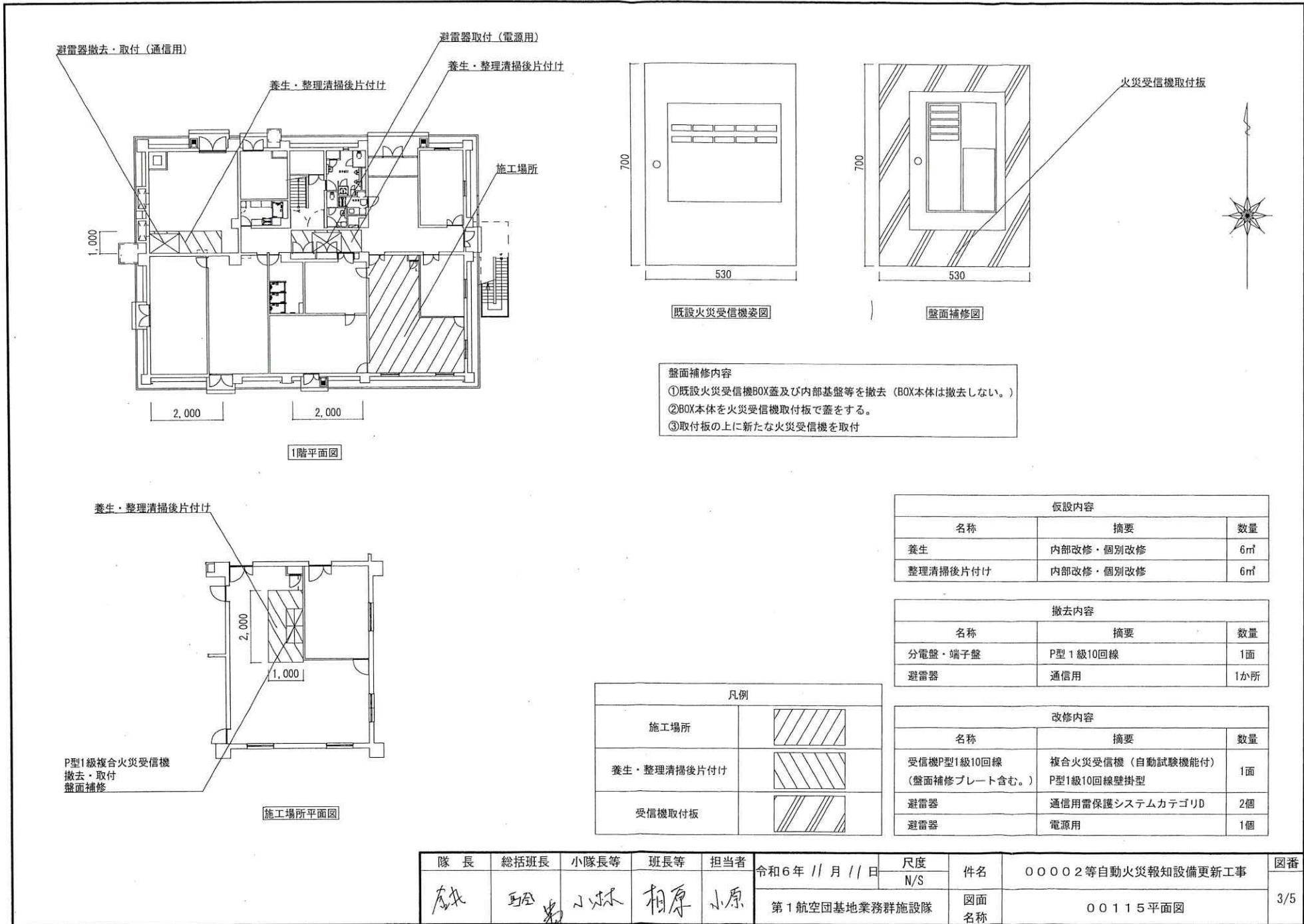


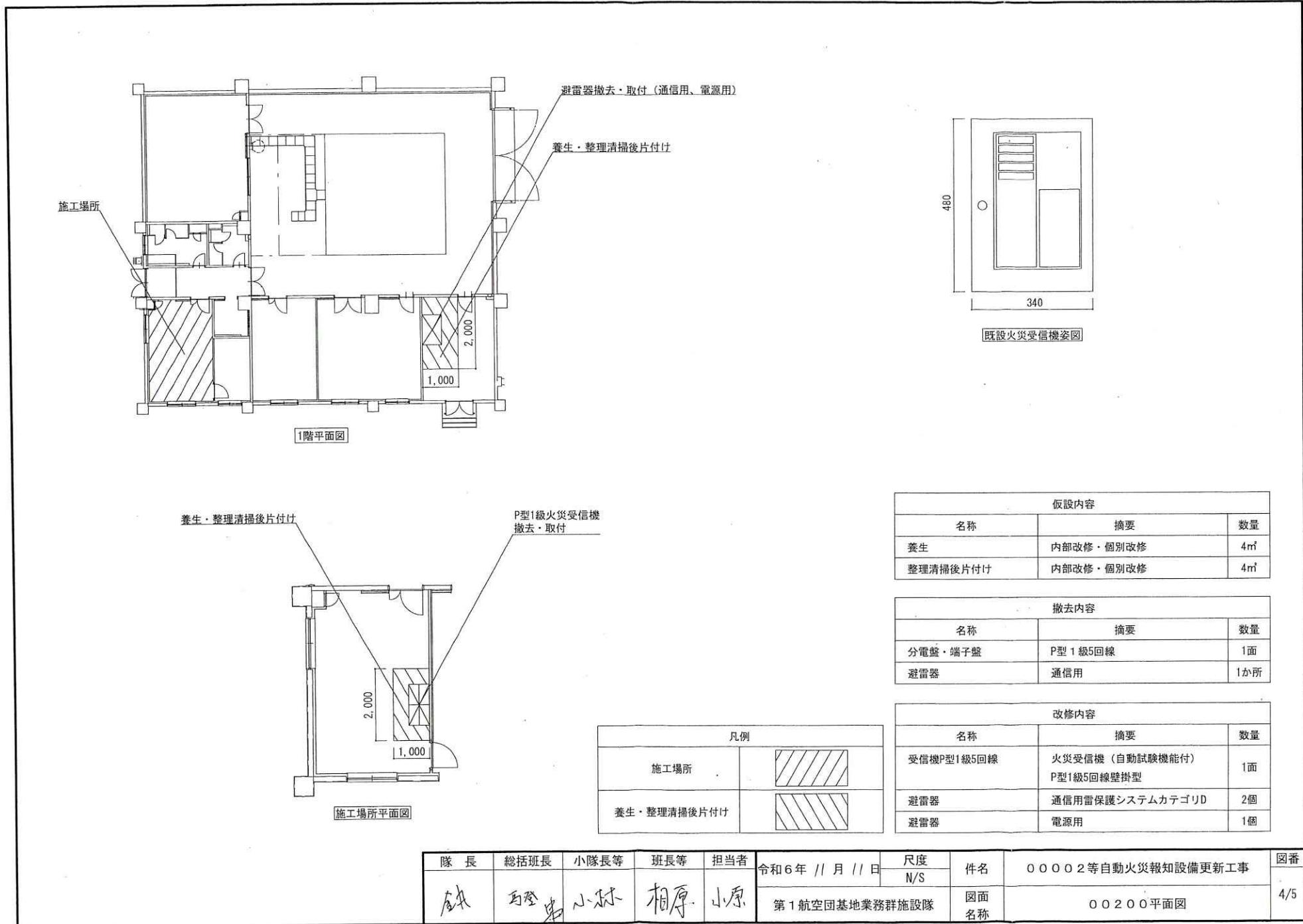
隊長	総括班長	小隊長等	班長等	担当者	令和6年 // 月 // 日	尺度 N/S	件名	図番
久保	野々山	小林	相原	小原			00002等自動火災報知設備更新工事	1/5

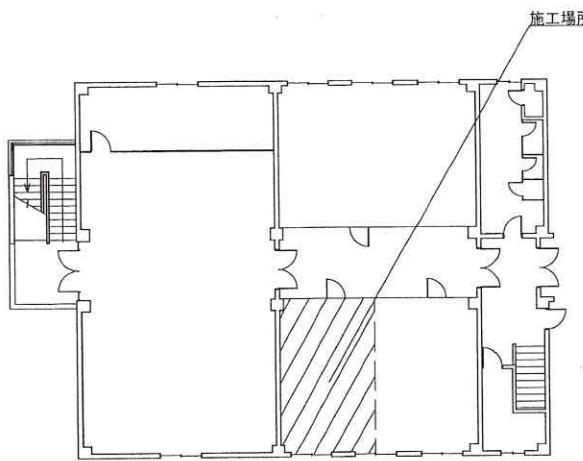
第1航空団基地業務群施設隊

案内図

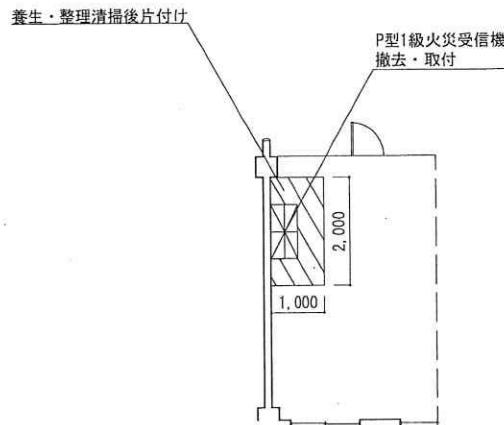




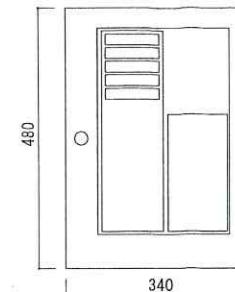




1階平面図



施工場所平面図



既設火災受信機姿図

凡例	
施工場所	
養生・整理清掃後片付け	

仮設内容		
名称	摘要	数量
養生	内部改修・個別改修	2m ²
整理清掃後片付け	内部改修・個別改修	2m ²

撤去内容		
名称	摘要	数量
分電盤・端子盤	P型1級5回線	1面

改修内容		
名称	摘要	数量
受信機P型1級5回線	火災受信機（自動試験機能付） P型1級5回線壁掛型	1面

隊長	総括班長	小隊長等	班長等	担当者	令和6年 // 月 // 日	尺度 N/S	件名	図番
久保	馬鹿	小林	相原	小原			00002等自動火災報知設備更新工事 第1航空団基地業務群施設隊	5/5 00340平面図